

現場代理人の常駐義務の緩和措置について(令和5年10月改定)

現場代理人は、工事現場の運営・取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く）を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障を来さないよう工事現場への常駐（当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中常に工事現場に滞在していること）が義務づけられていますが、一定の要件を満たすと市が認めた場合に限り、例外的に現場代理人の常駐義務を緩和することができることとなっております。この度、常駐義務の緩和に関する措置要件を改定しましたので、次のとおりお知らせします。（「現場代理人取扱要領(以下「取扱要領」という。)」参照）

1. 現場代理人の変更について

取扱要領第2条関係

《現場代理人を変更する場合、配置が認められる者》

現場代理人を変更する場合、新たに配置する者は変更申請日時点で雇用期間3ヶ月を満たす者であること。

注）これらの要件を満たす工事であっても、安全管理上等の理由から兼任を認めない場合がありますので、ご注意ください。（特記仕様書に明示します。）

2. 適用年月日

取扱要領付則

令和5年10月1日以降。なお、既に契約している案件についても適用します。

《問合せ先》

西宮市上下水道局上下水道総括室契約管理課・工事契約チーム TEL : 0798-35-3405

